

日本中間子科学会若手奨励賞規定

平成22年3月21日制定

第1条 本規定は、日本中間子科学会が若手会員に対して行う表彰に関して定めたものである。

第2条 本表彰は、中間子科学の発展に貢献しうる優秀な論文を発表した若手会員に対し「若手奨励賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。

第3条 表彰対象は、中間子科学の発展に貢献しうる優秀な論文（1編または複数の論文で、掲載決定済みの論文を含む）を発表した本会会員であり、かつ本賞をまだ受賞していない者であって、以下の資格を有するものとする。

（1）応募年度の年度末の時点で、博士の学位取得後10年以内の者（博士の学位未取得者も含む）。

（2）対象とする論文の筆頭著者であること。ただし、共著者がアルファベット順に記載されている場合は、論文の主要執筆者であること。

第4条 表彰人数は、毎年2名を上限とする。

第5条 受賞者には、会長名の賞状を授与し、副賞を贈呈する。

第6条 受賞者は、受賞後の総会において、受賞記念講演を行う。

第7条 選考委員会は、応募者の中から受賞候補者を選出し、審査の経緯と推薦理由を運営委員会に文書で報告する。運営委員会は、選出された受賞候補者を審議し、受賞者を確定する。

第8条 本規定の実施に必要な事項を細則に定める。

第9条 本規定の改正は、総会の決議による。

付則 本規定は、平成22年4月1日より施行する。

日本中間子科学会若手奨励賞細則

平成22年3月21日制定

平成23年8月26日改正

平成24年2月20日改正

1. 公募方法

会長が、毎年度1回、締め切り日の1ヶ月以上前に、会誌「めそん」および学会のホームページに公募文を掲載する。

2. 応募方法

応募は、自薦および他薦による。

提出書類

- 1) 履歴書（博士の学位取得年月日を明示すること）
- 2) 発表論文リスト
- 3) 受賞候補論文の別刷りあるいはコピー
- 4) 推薦（または自薦）理由書（2000字以内。英文も可）

提出書類は、電子ファイル（pdf ファイル）をCDで会長まで郵送するか、あるいは、電子メール添付で、会長に送ること。

なお、前年度の応募者の書類は、応募資格を有する限りは再提出がなくても有効とする。

3. 選考委員会

- 1) 選考委員会は、会長、副会長、庶務委員長を含む10名程度で構成する。
- 2) 選考委員長及び選考委員は会長が推薦し、運営委員会で決める。
- 3) 関係者*は選考委員会から除外する。
- 4) 選考委員会が5名未満となった場合は、選考委員会の判断で追加できる。
- 5) 選考委員会は、必要な場合有識者の意見を求めることができる。

*関係者：受賞候補論文の共著者、学位指導教員、現職の直属の上司、その他選考委員会が認めた者。

4. その他

本細則の改正は、運営委員会の決議による。

日本中間子科学会若手奨励賞実施スケジュール

平成22年3月21日制定

平成23年9月 2日改正

1. 選考委員会の結成：運営委員会は毎年8月頃までに選考委員会を結成する。
2. 募集の案内：会長名で、毎年9月頃出版される「めそん」に公募文を掲載し、日本中間子科学会のホームページにも公募文を掲載する。
3. 募集締切日：毎年11月末日とする。
4. 受賞候補者の決定：選考委員長は、毎年12月～1月の期間に選考委員会を開催し、受賞候補者（上限2名）を選出する。
5. 受賞者の決定：選考委員長は、選考委員会終了後、運営委員会で審査の経緯と推薦理由を運営委員会に文書で報告し、運営委員会は選出された受賞候補者を審議し、毎年2月上旬までに受賞者を決定する。
6. 応募者への通知：選考結果を毎年2月中旬までに応募者または推薦者に通知する。受賞者には、最も近い総会における受賞記念講演（15分～20分）を依頼する。
7. 授賞式：会長は、賞状と副賞を準備し、最も近い総会において授与する。
8. 受賞者の紹介：9月頃出版される「めそん」と日本中間子科学会のホームページにおいて受賞者を紹介するとともに、受賞記念講演の内容を掲載する。